

第126回 女川原子力発電所環境保全監視協議会議事録

開催日時：平成25年8月30日 午後2時から

開催場所：パレス宮城野 2階 はぎの間

出席委員数：23人

会議内容：

1. 開会

司会： ただ今から、第126回女川原子力発電所環境保全監視協議会を開催いたします。本日は、委員数35名のところ、23名のご出席をいただいております。本協議会規程第5条に基づく定足数は過半数と定められておりますので、本会は有効に成立していることを御報告いたします。

2. あいさつ

司会： それでは開会にあたりまして、若生副知事からごあいさつを申し上げます。

(若生副知事あいさつ)

3. 議 事

司会： それでは、以降の進行は若生会長に議長をお願いし、議事に入らせていただきます。

議長： それでは早速、議事に入らせていただきます。初めに確認事項のイ、平成25年第1四半期の女川原子力発電所環境放射能調査結果について、事務局から説明願います。

(1) 確認事項

イ 女川原子力発電所環境放射能調査結果（平成25年度第1四半期報告）について（事務局から説明）

議長： ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議長： 特にご質問ございませんか。

[な し]

議長： それでは、無いようでしたらただいまの説明のとおりご確認をさせていただいたことにさせていただきます。

次に、ロの25年度の第1四半期の温排水調査結果について事務局からご説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果（平成25年度第1四半期報告）について（事務局から説明）

議長： 今年度の第1四半期の温排水の調査結果につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔なし〕

議長： それでは、この温排水の調査結果につきましてもご確認をいただいたということでもよろしいでしょうか。

〔はい〕

議長： ありがとうございます。それでは、次の環境放射能の24年度1年間の年度調査結果について事務局から説明をお願いします。

ハ 女川原子力発電所環境放射能調査結果（平成24年度）について
（事務局から説明）

議長： ただいまの24年度の環境放射能調査結果につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

長谷川委員： ちょっと確認させていただきたいのですが、資料3の4ページにモニタリングポスト、それから、5ページに可搬型のモニタリングポスト（代替地点）の値が書いてありますが、平均的に言って可搬型のほうがレベルが高い。これは従来のモニタリングポストは下の遮蔽があるせいと思ってよろしいでしょうか。

事務局： はい。

長谷川委員： そうでしたら、ここのところに少し説明を入れていただいたほうよいのではと思います。皆さんがご覧になって、なぜ、空間ガンマ線線量率が違うかについて、理解し易いと思います。できればそのようにお願いできないかと思います。

事務局： わかりました。この測定結果の差につきましては、表の2のほうのモニタリングステーションにつきましては、空から降ってくる放射線を確実に捉えられるようにということで、下のほうに鉛の遮蔽が入っておりまして、その辺が測定値を下げる要因です。逆に言えば空からの放射線に対しては非常に敏感に測定できるという特性を持っております。ただ、このようにその代替として5ページのほうにございますように、同じようなモニタリングポストを置いた場合でも、こちらのほうが今度は下側の遮蔽がないことから地上からの放射線もかなり受けております。それらを観測しているということからこれぐらいの段差が出ているということは皆さんにはご理解をいただくとともに、私どもとしては今の先生のお話を受けさせていただきまして、ここがわかるように何かここに注書きをさせていただきたいと思っております。

長谷川委員： そうしないと何か誤解されても困りますので。

事務局： わかりました。一応この基本をこの年報のほうからそういうような配慮をさせていただきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

議長： ほかにございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔な し〕

議長： それでは、お諮りいたしますけれども、女川原子力発電所環境放射能調査結果の24年度版ですけれども、皆様、このとおりご確認いただいたということによろしいでしょうか。

〔は い〕

議長： ありがとうございます。それでは、確認事項は以上でございます。次に報告事項に入らせていただきます。報告事項のイでございますが、女川原子力発電所の状況につきまして、東北電力から御説明をお願いいたします。

(2) 報告事項

イ 女川原子力発電所の状況について (東北電力から説明)

議長： ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

長谷川委員： 二、三お聞きしたいんですが、まず今、最後のINESの評価のところですが、レベル1に相当していたのだけれどもレベル2になったとおっしゃった。それはご意見としてはそれでいいですが、レベル2というのはどういうことなのかという説明がありませんね。やはり、それはきちんと定義項目があるわけですから、レベル1はこういう条項があって、レベル2はこういう条項があり、オーバーに評価・判断されてレベル2に分類されたのだということを率直に言っていただきたいと思います。その点についてどこにも書いていませんね。レベル2というのはどういうことなのか。実際の安全には問題ないのだけれども重大な欠陥であるということが定義されているわけですよね。過剰反応かもしれないけれどもレベル2に分類されたと思っておられる。それはそれで東北電力さんのご意見として理解しますけれども、レベル2のことを全く触れないというのはちょっと不親切かなと思います。

それから、率直な質問ですが、女川の1号機と3号機はこういうことには全然対象とならなかったということによろしいですね。

それから、フィルター付ベントのことですけれども、新潟では知事さんが、隣り合う原子炉建物とベント建屋の基礎に段差ができるのではと盛んに心配されている。女川の場合はベント設備は同一建屋内にできるからこういう問題はないと考えてよろしいわけですね。

それともう一つ、これから全てそうだと思うことですが、いろいろなシビアアクシデント対策を考えると外国では、過去はどうなっていて、今はどう

なっているんだということに触れていただいたほうがよいのではと思います。と申しますのは、スリーマイル島原発事故以降、外国ではシビアアクシデント対策がかなり充実してきています。一方、日本ではいろいろな事情があったにせよ、余りそういうことに注意を払わないできています。そのためもあって、シビアアクシデント対策はある意味で後進国となってしまっている。そういうことから考えて、外国のプラントではどうなっていて、あるいは国内のプラントはどうなっていて、女川はこうなのですよということを示していただきたい。そのような情報がないと、何か設備を設けたなどとだけ言うのはちょっとまずいと思います。やはり東日本大震災福島原発事故以降、少し時代が変わってきているわけですから、国内外の状況も示すというふうにはお願いできないかと思います。以上です。

東北電力： お答えいたします。まず、大変表面的な説明に終始したというお叱りかと思えます。大変申しわけありません。それぞれについてしっかりとこれからご説明申し上げます。まず、INESの評価尺度についてですが、この評価対象外、安全に関係しない事象というものが一番下のレベルになりますけれども、レベル0というものがございまして、安全上重要ではない事象、大変軽度なものをレベル0、尺度未満のものだという部分が一つあります。もう1点は、安全機能が喪失したけれども、その影響が大変小さいもの、軽度なものだという事象がレベル1となっております。もう一つその上のレベルは、今回の場合ですとディーゼル発電機という安全上重要な非常時に電源を供給する機能を喪失したという意味では決して軽度な問題と言えず、それより上の事象であるという意味でレベル2。ただし、今回の場合は原子炉が停止しているので1系列あれば問題はなく、本来はレベル1であるけれども、先ほどお話ししましたように、共通要因で複数の系列が同時に機能喪失したという意味でワンランク上になったというのが今回のレベル2評価という事象でございました。さらに事故に近いような、安全に重大な影響を及ぼす、事故とまでは呼ばれないようなものについてはレベル3という、こういった国際的な尺度がありまして、今回は本来レベル1の事象ではありましたが、ワンランクアップしたということをご説明申し上げます。

長谷川委員： 元^{*1}を見ますときちんと評価尺度^{*2}が書いてあります。そのままの情報をまず出していただいたほうがはっきりします。それを出さないで意見を述べられても何か不自然に思えます。

東北電力： 大変失礼しました。何のためにこの緑から赤になったかという部分を飛ばしてしまったこととお詫び申し上げます。三つ目はフィルターベントの土台の件だったかと思えます。このフィルターベント、当然安全上重要な設備です。原子炉建屋というのは完全に岩盤に固着して作られますが、その中にこのフィルター設備を付けるということで、柏崎のような配管も含めまして、耐震性、また変位等にもしっかりと耐えられるように中に付けることを今検討中ということです。青森県にあります、当社の東通原子力発電所では、フィルターベント装置を外に付けることにしておりますけれども、設置にあたっては配管、ケーブル等につきまして地震等が来たときもしっかりと揺れが吸収できるような設計にしております。中越沖地震では柏崎の変圧機で火災が起きました。

当社の所内の変圧機は原子炉建屋と同じ岩盤に設置しているということで問題はなく、それらの設計思想は今後こちらの設備についてもしっかりと対応してまいり所存でございます。4点目のフィルターベント装置について、どうやって導入されるようになったかという経緯と各国の状況についてスライドを用意しておりますのでご説明申し上げます。1979年、ご存じのとおりアメリカでスリーマイル原子力発電所の事故が発生いたしました。その後、こういった事故が起きたときに放射能の放出を低減する議論が活発に行われるようになりまして、これに対する対策としてヨーロッパ系、フランス、西ドイツ、スウェーデン等のフィルターベント方式をとった国々がございますし、もう一方、耐圧強化ベント方式ということで、先ほど少し申しましたが格納容器の圧力を圧力抑制室を通しまして、その水をちょうどコーヒーをつくるサイフォンメーカーのように、水を通して外に出すとかかなり放射能が低減されるということで、それで放出するような耐圧強化ベント方式というものをとっております。これがアメリカや日本もこの対応をとってきたということでございまして、こちらについて全く日本が遅れているということではなくて、その対策はとってきた。これらの背景としては、フランス、西ドイツ、スウェーデンは国々がそれぞれ接しておりまして、相手の国に対する要求とか、いろいろな事項がありまして、私もスウェーデンに行って、フィルトナという装置なんですけれども、かなり大きいものを見てきたことがございます。スウェーデンの場合ですと半島の目と鼻の先にデンマークがあって、そちらのほうとの関係ということを知っておりますけれども、こういったフィルターベント装置を付けたということでございます。一方、アメリカ、日本はこのフィルターではなくて耐圧強化、圧力抑制室のほうから水を通して出すような案を採用してきたということでございます。今回の事故に鑑みまして、我々、今回の福島事故の一番大きな原因というのは、やはり原子炉の中に水を注入し続けられなかったことだと考えました。考えたというか、間違いありません。水をしっかりと注入し続けるためには、大事なものは電源と水源でございます。そういう意味で電源の強化、さまざまな面でやっておりますけれども、水源は福島でも話題になりました海水を含めまして水はありますけれども、電源と水源を確保すると同時に、どんなものでも注入する、その先の圧力が高くなり過ぎるとどうしても水が入らなくなってしまう。格納容器の圧力を抜き、さらに安全弁を通じてつながっている原子炉の中の圧力も抜いてやって水を注入し続けるという意味で、出てくる蒸気もできるだけ放射能を少なくして安心してベントをしていくべきではないかということで、これまで耐圧強化ベントでやってきたもの、これに対して100分の1ぐらいの放射能が低下されるんですけれども、さらにフィルターを付けて放射能を低減していく、それで圧力を抜く、コントロールした段階でしっかりと水を注入し続ける、そういったことをやはり採用すべきであろうということでヨーロッパ方式といえますか、フィルターベント方式が当社として必要だと判断したところでございました。2点目、申しわけございません。

議長： 2号機だけ。先ほどのポンプ系の故障、2号機だけだったのかということです。

東北電力： 失礼いたしました。今回の事象で法律に基づく報告というものが3件ございまして、一番下の2号機で原子炉補機冷却水ポンプ等の故障というものが

今説明した内容でございました。このほかに法律に基づいてトラブルとなるものが二つございまして、一番上が重油タンク、これが津波で浮き上がって倒壊し重油が流出したという部分。こちらについて報告しておりますが、今回の評価レベルでいいますと評価対象外となっております。先ほどの長谷川先生からご指摘のありました一番下のレベルとなっております。もう一つ、非常用ディーゼル発電機の損傷というもの、これは機器が壊れたわけではなく、ディーゼル発電機は定期的に動作するかどうかの確認運転をしますけれども、4月1日にディーゼル発電機を起動して母線につなぐ同期検定器というものがあるんですけれども、これを入れようとしたらうまくつながらなかったと。原因を調べましたら、その回路の素子が壊れていたということで、こちらについても報告しております。こちらについてもディーゼル発電機、B系、H系が生きており影響は全くないということで、安全上重要ではない事象、レベル0という評価となっております。こういった事象があったということをご紹介申し上げます。以上です。

議長： ほかにご質問、どうぞ。

關委員： 女川原子力発電所の運転状況につきましてご説明頂戴したんですが、1号機、2号機、3号機とも全て定期検査中というご説明ですが、これは通常の理解の定期検査とは随分長い期間が続いている状況と理解しているんですけれども、この定期検査というのは通常るときであればどの時期にどんな工事、どんな処理をどうするという日程表が出されていて、それで、その作業がどういうふうに行われているかを我々知ることができるんですが、今般の異常な環境の中での定期検査、これはどういうルーチン作業がどういうふうに行われているのか、その辺について状況が説明されないという現在の運転状況という理解には至らないのではないかと。できればそういう内容をお知らせいただければありがたいんですけれども。

東北電力： 定期検査中と、まさに關委員のおっしゃるとおりでございまして、車という車検の状況でありますと通常3カ月とか4カ月というところでのメニュー、国で定められたさまざまな機器についての分解点検、また機能の確認試験、そういうものをやりまして、再起動へと持っていく状況でございます。今回かなり長くなりまして、単にそのメニューをずっと前にやってしまって、はい終わりというわけにはいかないと。この停止期間中にどういう頻度でどういうものを見ていくかというものを特別な保全計画というものを国のほうに提出いたしまして、そういった特別メニューをつくって点検を継続しているというのが現状でございます。こちらにつきましては特別の保全点検の実施について公表はしておるんですけれども、今日はその資料を持ち合わせておりませんでした。イメージ的には単なる毎年やっているような定期点検をやっていく、はい、それで終わりよということではなくて、やはり長くなれば長くなったような点検メニューが必要だろうということで、こちらについても計画を立て、国に報告し、その都度結果をご報告申し上げていると。これらの実施状況につきましては、常駐でいらっしゃいます国の保安官の皆様方が随時立ち会いながらやっているという状況でございます。

議長： ほかにご質問ございましたらお願いします。フィルター付ベントの2号機、3号機と書いてあるんですが、1号機の考え方もちょっとご説明していただいたほうがよろしいと思います。

東北電力： 1号機についても今後起動ということになってくるときにはこの安全装置を必ず付けなくてはいけないと思っております。ただ、女川の1号機につきましては、今日ここでご説明いたしませんけれども、原子炉建屋の天井クレーンが地震で使えない状態で、今復旧作業を急いでいます。間もなく復旧できるのではないかと。復旧後、原子炉を開放して原子炉の中がどうなっているかという点検をしっかりとやってまいると。そういう意味では、女川の1号機につきましては新たな規制基準に基づく設備をつくるかどうかという、まだ前段階の状況であると認識しております。そういったところで、まずはしっかりと状況を確認した上で、さらにこの新規制基準の適合性というものに対応していく必要があると思っております。今のところは2号機、3号機についてのこういうことを社内的にも意思決定をしたと、1号機については今後意思決定しましたら、内容についてご紹介してまいる所存でございます。

議長： ほかにご質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔な し〕

議長： ありがとうございます。それでは、報告事項の2でございますけれども、実用発電用原子炉に係る新しい規制基準につきまして川嶋所長さんのほうからお願いいたします。

ロ 実用発電用原子炉に係る新規制基準について
(原子力規制庁女川原子力規制事務所から説明)

議長： ただいまのご説明、あるいは随分時間の都合上で省略せざるを得なかったページもあるわけですが、そういったところも含めてせつかくの機会ですからご質問等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

關委員： ただいまのご説明でシビアアクシデントというものが発生しないことが前提であるけれども、起こってしまった場合の対策が考えられるようになったと理解したんですが。その場合に今まで事故を起こした福島の記事を拝見しておりますと起こってしまった後の始末の問題がかなり手間取っている様子が見えかわれるのですが、例えば冷却水をどんどん入れていかなければならない。入れていくといっても外から追加した水はキャパシティーが制限されているところに入れば溢れるわけですから、その溢れた水の処理というものが必ず必要になります。その水の処理の方法とか地下水の関係だとか、そういった問題についての対策も盛り込まれているのでしょうか。

規制庁： 現在、原子力規制委員会で福島の水対策をやってございますけれども、申し訳ないのですが、今回の基準の中ではあくまでもそういったシビアアクシデントを絶対に起こさない、起こさないということを前提にかなり厳しい諸外

国の基準、こういったものを踏まえてつくっておりますので、絶対に起こらないかと言われると、それは起こらないように最新の知見を常に我々としては取り入れながら、そういった事象に至らないように基準の見直しを常にステップアップしながら考えていくというのが我々の基準の考え方でございます。ちょっと回答になっていないかもしれませんが、では汚染水が出たらどうなるかということでの対策というのはこの基準には入っておりません。

關委員： はい、わかりました。

議長： どうぞ。

長谷川委員： 新基準に関して率直に申しますと、保安院時代から引くくめて考えてみると、法律だけの問題じゃないのです。技術的能力が国のほうになかったのです。それは、やはり発電炉に関する詳細な情報が入ってこないとか、何かある所以上はもういいのだというような姿勢であったためと思います。規制委員会になった後も、例えば最初のプルームのシミュレーションの件ではちょっと見るに堪えないようなミスもあったわけです。やはり、それは現場をよく知らないとか、何かそういうことがあったのだらうと思っています。私はお願いしたいのは規制委員会そのものがもう少し技術的能力を高めていただかないとこれはだめだということです。しかも、これもはっきり言いますが、規制委員会の5人のメンバーの中には実際の発電原子力プラントをよく知っている人がいるとは思えないのです。それぞれは立派な人です。立派な人ですが、原子力プラントをそんなに知っているようには私には思えないのです。ですから、それをサポートする技術陣がかなり充実して技術的能力を高めていただかないといけないと思います。何か法律や規則とかが上滑りするような気がして、私は年寄りだからちょっと心配するわけです。技術的能力を高めていただきたい、それが第1点です。

第2点は、現場をよく見ていただきたい点です。未だに、福島原発事故の例を見ると、規制委員会だけが問題じゃありませんけれども、経産省なども含め、霞ヶ関から何か指令を出すことだけで問題に対処されることがほとんどなわけです。はっきり言うと、現場に立ってやっていたらあんなことすぐわかるはずなのだとすることが多いのです。何かその姿勢が未だに問題だと思えます。現場を重視しろというのは、中越沖地震のあの柏崎刈羽原発の被災ときやJCO臨界事故のときにも言われていたことです。しかし、それがやはりなかなか改まらない。その点にかなり気をつけていただきたい。所長さんには毎日現場を見ていただきご苦労さまとは言いたいのですが、ただ、規制庁や規制委員会、全体としてはまだ不十分です。

それからもう一つ、新しい基準は、国際的に厳しいものであるということ言われている点です。地元の方からすれば、厳しいというが、どういう点が厳しくて優れているのか分からないでいるのです。具体的にアメリカではこうやっている、フランスではこうやっている、だけれども日本ではこうするのだなどと具体的に示していただきたい。もちろん日本特有の例えば地震とか津波は、日本では、それは明らかにそれらよりも厳しくしなければいけないところはわかります。それ以外にもいろいろあるわけです。田中俊一委員長さんは世界一厳しい、厳しいと言われるのだけれども、具体的に基準の目的・内容・意義等

の、ある程度の情報が示されないとやはりわかりませんよね。世界一厳しい、厳しいと言うだけのように伝わる状況では困ると思います。

規制庁： 今申し上げた技術的な能力という面では、我々ももちろん現場を重視した上できちっとやっているのは当然のことです。あと、その能力を高めるための研修制度の充実とかは今盛んに取り組んでやっておるところでございますので、ただ、申し上げたとおり今のご指摘はきっちり踏まえて、規制庁全体として取り組んでいかなければならない問題だという認識はしておりますので、どうか今後ともよろしくをお願いします。

長谷川委員： しゃべり過ぎかもしれませんが。個々には能力がある人が多数おられると思いますが、全体としての能力を上げていただきたいと思います。

議長： ご要望ということでよろしいですね。

長谷川委員： はい。

議長： ありがとうございます。ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

酒井委員代理： 女川議会の酒井と申します。今日は大変ご苦労さまです。私は原子力に対しては素人でございますけれども、普段現場に直に接している者として福島把事情を踏まえて原子力発電所がいわゆる3点セット、何かあった場合には止まります、閉じ込めます、冷やします、冷温停止しますといわゆる3点セットがどんな津波、どんな地震があってもきちんとできますよということをはっきりとやはり言ってもらいたいと思っています。

それから、規制委員会の役割については私も深くは知りませんが、こういう形で審査の基準、例えばテロ対策に立地町の上空を何キロ以内は入ってだめですとか、いろいろ提案されていますよね。だけれども、全部財政的な負担がかかる話なんです。これは規制庁がこういう形で提案したときに、裏付けは決まっている、どこで負担するということは決まっているのでしょうか。

規制庁： 申しわけございません、我々、規制庁としての範疇でなくて申しわけございません、お答えできかねるところなんですけれども。ただ、先ほど申し上げられたとおり、津波にしろ、何か起きた場合、厳しく今後どうやって対応していくのかということで、まだ女川のほうではこれから再稼働に向けた申請というものが準備されている段階でございます。今もう既に電力会社によっては審査している事業者もございます。現実そういった地震対策、津波対策についても、かなり厳しい目で我々としては審査しているところがございますので、今後女川についても申請された際には起こり得ないようなことも起こり得るんだという前提の下に解析、評価してまいりますので、そこはもちろんこれには最新の知見も踏まえての話です。そこはどうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

酒井委員代理： それは非常にわかりやすい話しなんですけれども、私の話し方がち

よつと悪かったかもわかりませんが、例えば今度の新しく提案しますと、それは全部事業者でお金をかけてしなさいということなんですかということなんです。新しくシビアアクシデントのために費用がかかりますと、それは全て事業者が負担してやりなさいということなんですか。それとも、そのうちの幾らかは国が持ちますよということも踏まえて提案をしているんですかということなんです。

規制庁： 申しわけありません。これは全て、直接申し上げますと、これは事業者の負担で、国はあくまでもその厳格な基準をつくる、それに基づいて事業者がその基準を全うするような施設をつくっていくという意味では負担というのは事業者ということになると思います。

議長： ほかにご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。どうぞ。

石森（市）委員： この福島原発の事故そのもの、汚染水が海中へ流出しているということで、これは大変な大きな問題だなと我々も思っているところでございます。これについて国のほうが一切の責任を持って本来であれば早くこの漏水を止めなければならぬわけでございますけれども、県としてはどういう影響を考えて対応を考えておられるのか、今日、環境生活部長さん、あるいは原子力部長さんが見えておりますので、その辺を伺いたいと思います。

議長： では、直接女川原発とは関係ないんですけれども、県の考え方をちょっとご説明していただきたいと思います。

県環境生活部長： ご意見ありがとうございます。汚染水の問題、非常に我々も危惧しております。次から次と事態が悪化するような形があります。これについては事故直後から海洋流出の事案があったものですから、度重なる要望、要請、訴えをしてまいりました。直接電力の幹部を呼んで訴えたこともございます。その都度いい返事はいただきましたが事態が収束をしなかったという現状にあります。そういうこともあって、先般、やはりこれは電力事業者1社にお任せをするには限界があるんだと、やはり国が前面に立つて行う必要があるということで、先般知事に国のほうに行っていただいて国としてやってくれと、それから東京電力に強い指導力を発揮してくれという要請をいたしました。その結果というわけではないですが、最近国も大臣以下、前面に立つてやりますという心強い発言が見られますので、そこに期待をするということになります。県としてはやはりそういう国の対策を見守っていくと同時に、こちら辺の情報をきちっと電力から上げていただいて、我々も評価しながら必要な対策をとっていかなければならないというふうに今思っております、そういう体制で今取り組んでおります。

石森（市）委員： 我々、国のほうで一日も早く対策を立てて収束していただきたいものでありますけれども、やはり県としても、海には国境がないわけですから福島から出たものが宮城県の仙南あるいは海域一帯に広がる可能性もあるわけでございます。これから定期的にモニタリングして、これをマスコミ等で公表していただきたいなという思いであります。何せ一般県民は全然この

状況がわからないものですから。具体的な状況が。そういったことでお願いしたいなと思います。

議長： 部長さん、どうぞ。

県環境生活部長： 海洋に対するモニタリングの状況というのは国が中心になって県、それから東京電力と一緒に今やっております。南は福島から気仙沼あたりまでモニタリングを継続的にやっております、それは定期的に公表しております。ただ、若干皆さんの目に止まりにくいという状況があるのかもしれないので、そこは我々も少し精査をしながら、わかりやすい公表についてチェックをしながら、国に対しての申し入れも併せて考えていきたいというふうに思っております。

石森（市）委員： 私は沿岸部に住んでおりまして漁業が生業の方が大半でございますから、やはり風評被害等も怖いということなんです。実態を明らかにしていただいて、それで対応していきたいなという思いもございます。どうか今後ともマスコミ等使って一般の県民の皆さんがわかるようお願いしたいと思います。

議長： これはご要望ということでよろしいですか。ご回答はいいですか。はい、わかりました。ほかにご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔な し〕

議長： よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。以上で今日用意していた確認事項、報告事項は全て終了いたしましたので、座長の職をここで閉じさせていただきます。事務局から何かございましたら、お願いいたします。

4. その他

事務局： 次回の協議会の開催日を決めさせていただきます。3カ月後の平成25年11月20日の水曜日、仙台市内での開催を提案させていただきます。なお、開催日時が近くなりましたら確認のご連絡をさせていただきます。

議長： 次回の開催日ですけれども、11月20日ということでございます。よろしくお申し上げます。それでは、事務局のほうにバトンタッチいたします。よろしくお願いたします。

司会： ありがとうございました。それでは、11月、よろしくお願いたします。以上をもちまして、第126回女川原子力発電所環境保全監視協議会を終了いたします。ありがとうございました。

※1 原子力施設等の事象の国際評価尺度、基準3 深層防護

※2 レベル1：十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題、

レベル2：実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。